

第十三回 参議院建設委員会會議録第三十四号

昭和二十七年五月十二日(月曜日)午前
十時五十六分開会

委員の異動

五月九日委員小笠原三男君辭任につ
き、その補欠として三輪貞治君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
島津 忠彦君
門田 定藏君
松浦 定藏君
東 隆君
鈴木 仙八君

衆議院議員

政府委員

建設省都市局長 石破 二郎君
事務局側

常任委員会専門員 武井 篤君
常任委員会専門員 菊池 璋三君

説明員

建設省住宅局長 村井 進君
建設防災課長

○耐火建築促進法案(衆議院提出)
本日の會議に付した事件

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建
設委員会を開会いたします。

先ず耐火建築促進法案を議題に供し
ます。御質疑のありのかたは順次御
發言を願います。

○田中一君 前回の委員会で赤木委員

から質問があつたかとも考えますが、
都市局長に伺いたいのですが、現在市
街地における道路の基本的な考え方と
して、区画整理によるところの道路の
幅員を擴げるという方向に進んでい
るかに考えたのですが、防火帯ができ
た場合には、それを緩和するという方
針で考えるか、或いは従来の通りに市
街地における五十メートル、六十メー
トル、或いは三十二、三メートル、二
十二、三メートルというような段階
で、やはり既定方針で進んで行くつも
りかどうか、その点を先ず伺いたい。

○政府委員(石破二郎君) 先日お答
えいたしました通り従来の区画整理に
おきまして設定しました道路の幅員と
いうものは、御承知の通り完全に防火
の役に立つと言ひ切れるのでありまし
て、でき得るならば、もう少し幅員を
もたせたいというように考えておりま
す所でも、いろいろ地方の事情があり
まして、将来防火建築を建てるという
ような前提の下に止むを得ず道路の幅
員を狭めて来ておられるというやうな
が実情でございまして、今にわかに過
去の道路の幅員を狭めようというやう
なことは考えておりませんが、ただ
これは一般的のことを申し上げたのであ
りまして、個々の具体的に検討いたし
まして、或いは広過ぎたというやうな
ものは、これは考えて行かなくてはなら
ないと思ひます。又将来も防火帯という
ものがどの程度に完全にできるかとい
うやうな点も脱み合せて、これと一
体で考えて道路の幅員を決定して行き
たいと思ひます。

○田中一君 先般私も参議院の議員
団が鳥取の大火の調査並びに慰問に参
つたのですが、その際駅前北側と言
いますか、東側と言いますか、県庁に
ぶつかる道路を二十二メートルの幅員
にし、そうして両側に防火帯を設置す
るというやうなことを、これは建設省
の案として示されたのです。私はこれ
を見ますに鳥取市はもうあれ以上郊
外に延びる余地がありません。海のほ
うは山であり、砂地であり、殊に耕地
を地籍変更しなければもう町が延びな
いんです。その際にあそこを二十二
メートルの道路を取る、而も利用度
の高い土地を二十二メートルの道路にし
て両方に防火帯を作るといふ考え方に
對して、實際鳥取市民の生活或いは居
住権というやうな点から見しても甚
だ地方的な一つの例とはいへないも
の、ただ大火があるといふやうな道
路を広くするんだというやうな考え
で強行することは恐らくもう今日にお
いては地元民の反響を受けるのではな
いか、こゝろを考慮する必要がある
か、従つて一つの例として考えます場
合に、鳥取市をどこまでも二十二メー
トル道路で以て押通すか、その点はど
う考えられておられますか。

○政府委員(石破二郎君) 鳥取市の今
お話しのは若狭街道筋のお話しと考
えますが、二十二メートルと我々が考
えました理由は、防火帯ができるとい
うことを勿論前提にいたしております。
両側を防火建築にするということの前

提にいたしております。従ひましてあ
の二十二メートルといふのは主と
して交通量からきめたつもりでありま
す。正確な統計はありませんけれど
も、大体あそこは駅前から県庁に至
りまして国道十八号に繋がる一つの線
でありまして、現在の交通量、自動車
約五百台近いものがあるのではない
かと思ひます。でこれを二十二メー
トルにいたしますと車道が約十一メー
トルの予定であります、そうしますと自動
車の台数にいたしまして千二、三百台
までは交通が行くだろう、一日千二、
三百台は可能であらう、将来の自動車
の交通量といたしての根拠を以て判断
するわけには行きませんが、恐
らく近い将来にはさうな千台以上の
自動車を通行する必要があるだろう
と、従ひまして目下のところはあれを
縮小しようといふことは考えておりま
せん。ただ市民の、現実に土地を取
上げられるかたは、非常に火災の毒で
あります。而もそこには防火建築でな
くちや建てちやいかにいふやうな嚴
しい制限もできます。これらにつきま
しては住宅金融公庫の融資問題であり
ますとか、その他一般融資について政
府なり、県、市当局あたりで十分の配
慮を加えなければいかん、かように考
えております。

○田中一君 ああ若狭街道といふのは
国道になつておりますか、それとも県
道になつておりますか。

○政府委員(石破二郎君) 国道になつ
ております。

○田中一君 これは提案者に伺いた
いのですが、第六條の防火帯の建築の補
助対象といふものは地下一階並びに地
上四階まで、こゝろにより決まられ
ているといふことは、そう承知してよ
ろしうございませう。

○衆議院議員(鈴木仙八君) さうい
でございませう。地下一階、地上四階、最
大限にさうに考えております。

○田中一君 今回の場合は地上の一、
二、三階に補助をしよう、こゝろに
とに了解してよろしうございませうか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) 今年の予
算は僅かでございますが、先ず三階ま
でということに考えております。

○田中一君 地下一階を補助の対象に
したといふのはどういふ観点から対象
にしたものでしょうか。

いと思うのです。その際敢えて地下一階も補助の対象にするということは、ただ土地の利用度を考えますならば空間のみでも利用度は高まるのです。このところは提案者のまあいわば親切な方法をとりよとしてちよつとこの立法の精神から外れたという見方があるのじやないかと思ふのです。私は若しも耐火建築促進法ならば、又その趣旨ならば地上五階まで補助対象にするというこのほうが妥当じやないかと思ふのです。この点如何ですか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) 御指摘の点でございますが、大体地上四階まで建築物を建てますと、相当の基礎工事が要りますので、それで工事費等が大変なことでありまして、地下一階、更に地上三階、四階まであれば防火のためそれで役をなすというような考えであります。三階四階に建てるには相当地下からやつて行かないと堅牢にできないと考へまして、先ず一階にいたしたのであります。

○田中一君 私は今の御説明では不満足ですこの趣旨が……、無論金が足りないから防火建築はできない、だから補助するのだというこの根本的な趣旨には変りないと思ふのです。ただ地下室を堅牢にしなれば地上が建たないから地下室を対象にするという考へ方に対しては何か根本的に立案者のほうで以て考へ違ひがあるのじやないかと思ふのです。無論、例えば地下室を作らん場合もあります、又地下室を無理に作つて補助金をもらふ場合もありますし、私は若しそうならば地下室を除いて地下室は自分で作ればいいのです。地下室を除いて四階までの分をこの地下室まで持つて来る補助金を別の口にする。

○衆議院議員(鈴木仙八君) お答え申し上げます。建築基準法と脱み合せまして地下の構造というものは多少きまつております。地下を建てないわけには大体行かないのじやないかと思ひます。

○田中一君 三階の建築物を建てるために地下室を作らなければならぬという基準法の根拠をちよつと御説明願ひます。

○説明員(村上進君) 私のほうからその点立案者のほうへ御意見を申し上げます。してやつたものですが、私のほうから御説明申し上げますが、基準法の地階の定義は、天井高の三分の一以上床が地盤面から下つていゝと地階ということ、要するに三分の二は上にあつても三分の一が下にある場合には地階、これで以て私も常につておると申します。矛盾を感じておりますのは、神戸とか横浜とか、あゝいゝ港町におきまゝ地盤の認定と地階の定義の問題であります。こういう場合に半地下と申しますか、一面こちらのほうから申しますと一階であり、こちらへ参りますと地階になる。そういつたようなことで、基準法のほうから申しますと、只今御指摘がございまして、三階以上のものは地下室を作れという規定は一つもございせんが、認定の場合に多少補助するということがなければ大したことはございせんが、補助するといつたような場合には実際に矛盾を感じておるような場合もあります。と言つて基準法といひましては、定義をいたします場合に何かの線を切らなければならぬ、こゝういつたようなこととございします。

で、そういつた点の場合、地階と見るには余りに気の毒な地階、むしろ一階と見たほうがいいのじやないかといつたような場合もございします。で、そういつた場合に多少とも斟酌の余地がありまゝな点も考え、同時に今お話になりますのは大体物置その他に使われるのであります。普通建築で、特に防火建築、耐火建築の場合などに作られますのは木造の物置のようなものが非常に作られております。こういうものをできるだけ地下のほうにまとめて入れてやるのがむしろ防火上からもいいし、又防火建築帯に直接ひびくこともありません。で、そういう点を合せては地下一階というものを入れて頂きたい、こういうことを申し上げましてこの点をお願いした次第であります。

○田中一君 今の防災課長の御話を聞きますと、結局建築基準法を改正すればその問題は解決すると思ふのです。結局この耐火建築促進法の趣旨と今の建築基準法の欠陥ですね。今耐火建築法を立案する上においてこの矛盾と申しますか、こういうものは是正すればいいのです。私は三分の二地上に出ても地下室だというならば、その本法の建築基準法のほうの認定を法制化すればいいと思ふのです。ただ全部まるまる十分の十地下に落つておるものも補助の対象にするといふことに對しては納得がいかなのです。若しそういう金があるならば、もう少し防火帯の、限られた予算でやるのですから、防火帯を余分に作ればいいのです。地下室からだけ他の方面に補助すればいい、こ

う考へるのです。先ず一石二鳥というような考へ方を考へておりますが、まあ一石一鳥の形で以て、初めての試みなんですから、たくさんな地域に、たくさんな面積に防火帯を作るといふ考へ方を考へるのが妥当ではないかと思ふのです。予算が限られておるものですから、私はこの点については不満なんです。修正したいくらいな気持を持つております。

○衆議院議員(鈴木仙八君) それは予算の許す範囲内で、地下よりも四階に重点を置きまして、対象にしたいと考えております。

○田中一君 これは私専門家でないから詳しくわかりませんが、若し地下室を作り四階までの計画をする計算と、地上一階から三階までを建てる計算と、技術的にやはおのずから違ひと申すのです。その場合四階まで貸すのだから、今の防火課長の言つた説明のように、有効に土地を利用するために四階までのあれで以てやつた場合、いつになつたらその問題は解決するので

○説明員(村上進君) 技術的な問題です。私から御説明申し上げます。四階を作つた場合、地上四階を作る場合と、地下一階を作つて地上三階を作つた場合とどちらが経済かというの、地盤が非常に悪いという場合には、むしろ地下室を作つたほうが建築費は安からうと思ひます。それから地盤がい

い場合には上に伸ばしたほうが助かるわけだと、かように考へます。その場合々々によつてちよつと違ひのじやないか、地盤との関係で違ひのじやないかと思つております。

○田中一君 将来地上四階を建てようというつもりでおつて計画して、一応今補助対象が三階までだから三階に止めておく、四階に対して補助が来る場合にははすく付足そうといふことも考へられるわけですね。今のところは、本年度は三階までにする、併しいづれ、法律では四階までいいというのだから四階をいづれ増築するという計画であつたと、こういう場合にはどうな

○衆議院議員(鈴木仙八君) それは予算の範囲でしようから、全国的な一応の整備ができなければこの四階には補助をせられるのかしないのですか。

○説明員(村上進君) 来年の予算によりますが、できるだけ原則的には三階ですつとできるうちにいたしまして、なお予算に残が生じるというやうな見込みがつきますれば四階をやつて行く、原則としては私どもの氣持といひましては、少くとも三階くらいのものでできるだけ早くやつて参りたい、かような考へ方でございます。

○田中一君 今の御答弁ならば、なぜここに於て地上四階まで補助対象にするといふことを明記しなければならぬ理由があるのですか。

○説明員(村上進君) ここに書きますものは要するに最高限の範囲、要する補助ができるという最高限の範囲を示すものでございします。まあ予算のテクニク等もございしますが、とにかくで

或いは地上、土地の利用の増進といつたようなものをできるだけ広範囲に早くやつて参りたいということ、これはこれ以上のものはやらないという意味のものでございまして、これ以下のものには予算の範囲内でやる、予算の運用につきましては只今御説明申し上げましたようなことで参りたいと、かように考えております。

○田中一君 建築基準法ではいわゆる一階です、一階の高さは何メートルになつておりますか。

○説明員(村井進君) 一階の高さを幾らという規定はございません。但し天井高が換算しまして七尺以上にすべしという規定がございまして、ただ現実の問題といたしまして七尺というものは最低限でございまして、庶民住宅等につきましても大体八尺程度のものはつております。それから最上階につきましては熱の遮断の問題がございまして、九尺以上はつております。

○田中一君 十一メートルというものに制限してありますが、十一メートルであつて建築基準法の許す範囲で何階とれますか。

○説明員(村井進君) 建築基準法の許す範囲で十一メートルで三階はやつととれます。

○田中一君 四階はとれませんか。

○説明員(村井進君) 四階はちよつと無理でございまして。

○田中一君 地方公共団体がみずから建築する場合です、この場合公共団体の投資或いはその財産上の問題ですね、家賃と言いますか、無論これはこののちの條文にあるように優先的に土地の使用者又は地上権者、借地権者或いは借家権者ですね、建物賃借権者が優先的に入れるという規定があります、この際の家賃の算定の仕方というものは政令で定めるのですか、それともどういふことでその限界を示すのですか。

○説明員(村井進君) この、ここに当該公共団体がみずからこれを建築する場合とございまして、この場合は必ずしもこの十二條以下に書き上げてありますような場合に限りません。小学校を作り或いは市役所を作るといふ場合も当然含めております。

それから御指摘のございました十二條の運用によりまして貸します場合の賃貸価格又は譲渡価格というものにつきましまして、三十一頁の二十五條の第三項におきまして「当該耐火建築物を建築した時における総建築費を基準として算出したもの以下のものでなければならぬ」ということで超えてはならぬというのを意味した点であります。

○田中一君 四階はとれませんか。

○説明員(村井進君) 四階はちよつと無理でございまして。

○田中一君 四十年済んだときにはそれはどうなりますか、それは公共団体の財産になるのですか、それとも償却がすつかり済んだからお前たちに上げますか、かように考えております。

○田中一君 四十年済んだときにはそれはどうなりますか、それは公共団体の財産になるのですか、それとも償却がすつかり済んだからお前たちに上げますか、かように考えております。

○田中一君 第八條の一項の三号ですが、正当な理由がなくて三月以内に着工されない場合、完了が遅れる場合、これに対しては猶予期間を持つものですか、持たないものですか、ここには何も書いてありませんけれども……。

○説明員(村井進君) その点は公共団体の自由であらうかと思ひます。その前に売却してしまふ場合もございまして、或いはそこへ入つていたということ、その償却を終りました場合或いは償却の過程におきましてお互いに協議の上で売却してしまふということも起るのではないかと、かように考へておりますが、その場合々々の、公共団体で自由に行うべきものじやないかと思ひます。

○田中一君 それはそういう細かいその賃貸契約などは何で定めるのです、この法律じや何にも明示してないのですか……。

○説明員(村井進君) 賃貸いたします場合は賃貸料というものは一応この法律の二十五條の第三項によつて算出せられまして定められるものでございまして、そしてこの法律の補償としてもあります場合の賃貸料は収用委員会が裁決において決定するのであります。

○田中一君 第七條の第二項の「非常災害に因り多数の建築物が滅失した市町村」これは鳥取市の場合には適用されますか、されませんか。

○説明員(村井進君) 鳥取の場合は適用されるものと認めます。

○田中一君 この場合には「同項中四分の一」とありますが三分の一と見て差支えありませんか。

○説明員(村井進君) さうでございまして。

○田中一君 第八條の一項の三号ですが、正当な理由がなくて三月以内に着工されない場合、完了が遅れる場合、これに対しては猶予期間を持つものですか、持たないものですか、ここには何も書いてありませんけれども……。

○説明員(村井進君) その点は公共団体の自由であらうかと思ひます。その前に売却してしまふ場合もございまして、或いはそこへ入つていたということ、その償却を終りました場合或いは償却の過程におきましてお互いに協議の上で売却してしまふということも起るのではないかと、かように考へておりますが、その場合々々の、公共団体で自由に行うべきものじやないかと思ひます。

○田中一君 第八條の一項の三号ですが、正当な理由がなくて三月以内に着工されない場合、完了が遅れる場合、これに対しては猶予期間を持つものですか、持たないものですか、ここには何も書いてありませんけれども……。

○説明員(村井進君) その点は公共団体の自由であらうかと思ひます。その前に売却してしまふ場合もございまして、或いはそこへ入つていたということ、その償却を終りました場合或いは償却の過程におきましてお互いに協議の上で売却してしまふということも起るのではないかと、かように考へておりますが、その場合々々の、公共団体で自由に行うべきものじやないかと思ひます。

○田中一君 第八條の一項の三号ですが、正当な理由がなくて三月以内に着工されない場合、完了が遅れる場合、これに対しては猶予期間を持つものですか、持たないものですか、ここには何も書いてありませんけれども……。

○説明員(村井進君) その点は公共団体の自由であらうかと思ひます。その前に売却してしまふ場合もございまして、或いはそこへ入つていたということ、その償却を終りました場合或いは償却の過程におきましてお互いに協議の上で売却してしまふということも起るのではないかと、かように考へておりますが、その場合々々の、公共団体で自由に行うべきものじやないかと思ひます。

○田中一君 第八條の一項の三号ですが、正当な理由がなくて三月以内に着工されない場合、完了が遅れる場合、これに対しては猶予期間を持つものですか、持たないものですか、ここには何も書いてありませんけれども……。

○説明員(村井進君) その点は公共団体の自由であらうかと思ひます。その前に売却してしまふ場合もございまして、或いはそこへ入つていたということ、その償却を終りました場合或いは償却の過程におきましてお互いに協議の上で売却してしまふということも起るのではないかと、かように考へておりますが、その場合々々の、公共団体で自由に行うべきものじやないかと思ひます。

○田中一君 第八條の一項の三号ですが、正当な理由がなくて三月以内に着工されない場合、完了が遅れる場合、これに対しては猶予期間を持つものですか、持たないものですか、ここには何も書いてありませんけれども……。

○説明員(村井進君) その点は公共団体の自由であらうかと思ひます。その前に売却してしまふ場合もございまして、或いはそこへ入つていたということ、その償却を終りました場合或いは償却の過程におきましてお互いに協議の上で売却してしまふということも起るのではないかと、かように考へておりますが、その場合々々の、公共団体で自由に行うべきものじやないかと思ひます。

公共団体がこの趣旨に副つて財政等の
許す限り助成促進することが出来るも
のとして設けたものであります。なお
これに関しましては国は何ら地方自治
を侵すものではないと考えておりま
す。

○田中一君 これは指定しないというのですか、指定しないけれども補助はしてやるという規定なんですね。指定はしないけれども補助してやるのですか、それとも……。

○衆議院議員(鈴木仙八君) いや地方公共団体がこの趣旨に副つてやることはいいと考えております。補助は国としては考えていないのであります。

○田中一君　そうすると、これは、国は補助せんけれども、地方公共団体で勝手におやりなさいという意味ですか。

地上権者と借地権者が……この表がございましてね、取得する表がありますしたね、そういう点と、それから、今度は、地上権者、借地権者、それから建築物の賃借権者ですね。この三つのものが同じ有利なものを要求した場合に、誰がこれを裁定するのですか。又は、順位として、順位がきめられるのですか。それとも抽籤でやるもののですか。どういう考え方を持つておるのですか。

○説明員(村井進君) この法律の体系から考えますと、現実に今使つていゝ人、その人が一番優先されるのであります。従ひまして、同じところを要求いたしました場合には、現実に使つてゐる人が一番優先されて、最後の直ぐ使える権利を持つわけであります。ただ、現実に今使つております人の今までの契約の存続期間が非常に短いといううな場合には、これは又別段な

いを受けるかも知れません。普通の場合には、現実は今使っている人が、要するに、現実は今耐火建築ができる前にあつた形をできるだけそのままの形を中へ入れて行きたい、こういう趣旨ででき上つております。で、それを決定いたしますのは、ここにございますように、収用委員会が決定いたしますことになつております。

○田中一君 おおむねこの賃借権といふものは、通念から言つて、一年とか、二年とか、三年とかの期間を以て定めて

普通通例なんです。こういう永久的なものができるから、それは約束したところの、一年なら一年で以てやらなければいかんというようなトラブルが起ればいかにと思ふのです。その際、これは無論裁判できめるようになるかも知れ

かりません。その際、そういうものには、
対する土地の所有者とか、借地権者とか
或いは建物の賃借権者とかというもの
に對して、不利な判決とか、不利な
立場になつた場合、それに対する補償
の要求というものはなし得るのです
か、なし得ないのですか、又その補償
の要求のあつた場合、誰が支拂うので
すか。その点明らかにして頂きたいと
思います。

○説明員(村井進者) 不利な裁決が行

われまして、要するに、憲法に背いてはならないという場合には、当然行政処分でございまして、行政事件訴訟特例法によりまして、民事裁判を仰ぐこととなりません。不利ではないが、それに一度自分がこの法律の規定通りにやらなくてはつて、そうして自分が不満であるという場合には、審理の過程におきまして何遍でも意見を申出て、それをしてもらうようにという要求が今度

收用法ではできております。その点は慎重に扱われるものと考えております。

○田中一君 土地を収用する場合に地上権者はその使用権を地方公共団体に提供するのですか、土地そのものを提供するのですか、その二つあると思ふのですが、その際使用権を提供するものですが、その使用料というものを地場合には、その使用料というものを地

方公共団体に支拂わなければならん、
その際にそれは家賃に入るべきもので
あるか、それから今度土地区分所有の

を収用して買収してしまふ場合、その場合には無論この価格というものは家賃に算入されると思うのです。従つてそういう場合には條件が同じような、右と左に建てられた場合に、片方は家賃が高い、片方は安いというような点に聞かざるではなかつたかと思う。それ

いふ点は、どういふ工合に調整し、又、然るという差異があつて差支えないの、だというようにお考えですか、その点、どうですか。

○説明員(村井進君) 裁決の場合のやり方だと思ふのでありますが、大体は、差異がないように見える、要するに土地の使用料を決定いたします場合は、附近類似の土地の使用料と勘案しまして、土地の使用料は月に幾

ります。それは結局その建物ができ
て貸します場合には、当然家賃の
に入つて来ると思ひます。それか
土地を逆收用、要するに請求によ
りて逆收用いたしましてやりまし
場合の土地代につきましては、私個
人としたしましては、その土地代は全
建築費に加算すべき性質のものじや
いか、その土地は頗くまでも公共団

の土地でありますから、それを全當價に却してしまふというのは、むしろその価額から当然必要といたしまする金利に相当するもの、要するに地代に相当するものが家賃の中に加えられて行くべきものと、かように考えます。

○田中一君 今防災課長は自分の意見だと言いますが、それは法文に明確に規定してないのですか。

○説明員(村井進君) それは裁決の内容でございまして、附近類似の価格と一揃としてみると、いふように考えてお

ります。それから土地を所有しております。そして、その土地から家賃との關係につきましては、今までの法文的な考え方としましては、地代家賃統制令の考え方、あの考え方が正しい考え方ではないか、かように考えております。四

ち、非常の中にも最も財政上疲弊して

ります。従つてそういうものも優先にこれは今日主計局長はいませんけれども、優先的に起債の枠を出そうとすることは折衝済みですか。折衝済みですか。逆收用の場合ですよ。の言つてゐるのは。

○説明員(村井進君) この土地の問題は耐火建築の助成の問題、更に一般都市計画或いは復興事業につきま

非常に貧弱でございます。これにつきましては、政府といたしましては何かの財政援助もしなければならん、結局起債に求められると思いますが、地方財政委員会とも二、三回私のほうにいたしましたも打合せをいたしております、それから地方財政委員会からも各省に對しまして補助金を、できるが

け補助率を上げて起債を圓則的に減らしてもらいたい。併しながら必要な起債につきましてはどうしても考えざるを得ない。

得ないというので向うも相当好意的に協力的に考えております。まだいくつを認めるという率までは決定いたしておりませんが、その点につきましては協議中でございます。

○田中一君 十五條の四行に「收用委員會は、その要求が相当である」、

当というのはどういふ認定のし方を
するのですか。

○説明員(村井進雪) この法文の中
は相当という言葉が相当なくさん出
おりまして、これは土地收用法にも
ういふ物事で書いてございますが、一
するに彼我勘案いたしまして、そう
てやるということであると思ひます
この十五條におきます「相当である
と申しますのは、土地を使用したり
は收用されたり」といふことの代償と

たしまして、土地建物の一部の賃貸を、所有権をよこせという要求でございますが、その要求が相当である、するに無法な要求ではないということでございます。むしろこの成案さうな意味を付けたしますと、無意味ではないかと思うのでございますが、原則的には普通の場合は相当に

められるのじゃないかと、ただ非常に小さな敷地を持つておる、例えば一坪にも満たないような土地、それを以て、例えば耐火建築の中でほんの僅かの建物をくれと、要するに非常ないやがらせだというような場合には、或いは拒否されるかも知れませんが、それ以外の場合には、すべて大体相当の要求であるというふうに解すべきじゃないかと、かように考えております。

○田中一君 寡小宅地の問題は、基準法の改正はどういう工合に改正するようになつていますか。

○説明員(村井進君) 寡小宅地の取扱いにきましては、非常に問題であることは承知いたしておりますが、これにつきましては、都市計画法でむしろ都市計画的な意味からやつて行くべきじゃないかというふうに考えております。現在、都市計画法、特別都市計画法の中にも寡小宅地を整理するような規定もございますが、これらの是非につきましては、もう少し進捗を見まして、都市計画法又は建築基準法におきまして考えるような処置を講じて行きたいと存じます。只今のところ、問題が非常にむずかしいのでございますので、まだ考慮中ということでございます。

○田中一君 補償の代りに使用権をその建物に認められた場合、これは税関保はどうなりますか。それは利益として金銭に換算して課税されるものですか。或いはそのまま、補償ですから慰料的なものとして課税の対象にならないのかどうか、そういう点は国税庁のほうとはどういう打合せになつておりますか。

○説明員(村井進君) 国税庁とその点につきましては要するに不動産取得税の問題、国税庁のほうとの話し合いがまだ完全につきまさんのが残念でございますが、私のほうといたしましては、御承知の通り損失補償というものは、御承知のとおりいたしてございまして、これは取得税はかからないというふうな取扱いをいたしてございまして、それと同じようなものでございまして、できるだけそういうふうな行き方にて考へて行きたいというふうにしまして、その方向で折衝を続けております。必ずしもうまく行かないものではないのじゃないかと、かように考えております。ただ土地収用法におきまして、地味の問題がございまして、あの問題と大体同様な取扱いになるのじゃないかと、要するにこの土地を取られ、その補償に相当しましては、その土地を賣りという規定がございまして、その場合と大体同様な取扱いを受ける、かように考えております。

○田中一君 まあその点も国税庁からはつきりと伺いたいです。この法律が出来ますと、もうあつちでもこつちでも始めるのです。その場合に、そういうトラブルがあつちでもこつちでも起きたのでは困るのです。そうすると結局この促進法が遅延法になつちやうんです。ちつともはかなくしく行かない場合が多いのです。それは何かと言つて、税の問題やいろいろ問題がからんで来るのです。伺いたいたのですが、どうも採決を急いでいられるようですが、まあこの辺にしておきますが、一つ希望するのは、非常に個人の権利を侵害し或いは個人の利害が非常にこの法律に密着しからざるで来るわけですから、それともう一つは、今の税法の問題とか、融資の問題、起債の問題、そういう面がこの法律の裏付にならなければ、ただ二億円の補助金をやればこれが完成するのだというのではないことをよく提案者は御承知と思つたので、従つてこの法律は、ただ二億円の補助金を出せば済むものではないものじゃないかと、それがあつたためにどのくらい個人の権利を侵害され、又地方公共団体が自分の地方財政の面において皆さんの困難を凌いで努力してなされなければ到底なし得ないものです。従つてこの関係官庁とも十分連絡を密にして頂いて、一つ一日でも早い完成をお願いしたいと思います。私の質疑はこれでやめます。

○田中一君 都市局長に御答弁願います。寡小宅地の問題に対して、今防災課長の説明を聞きますと、都市計画のほうで規制しなけりやならないんじゃないかというのを言つていますが、その点、話し合いが十分つておるのですか。それとも又、寡小宅地の解決について何か方法を考へているのですか、どうですか。

○政府委員(石破二郎君) 正直に申上げまして、私まだ十分研究いたしておりませんけれども、寡小宅地の問題を、これを如何に整理し、土地を有効に使うかという点につきましては、実は今度の国会には提案できない見込でありますけれども、土地整理法というふうなものを作ります際には十分考へて行きたいと、かように考えております。

○田中一君 まあその点も国税庁からはつきりと伺いたいたいです。この法律が出来ますと、もうあつちでもこつちでも始めるのです。その場合に、そういうトラブルがあつちでもこつちでも起きたのでは困るのです。そうすると結局この促進法が遅延法になつちやうんです。ちつともはかなくしく行かない場合が多いのです。それは何かと言つて、税の問題やいろいろ問題がからんで来るのです。伺いたいたのですが、どうも採決を急いでいられるようですが、まあこの辺にしておきますが、一つ希望するのは、非常に個人の権利を侵害し或いは個人の利害が非常にこの法律に密着しからざるで来るわけですから、それともう一つは、今の税法の問題とか、融資の問題、起債の問題、そういう面がこの法律の裏付にならなければ、ただ二億円の補助金をやればこれが完成するのだというのではないことをよく提案者は御承知と思つたので、従つてこの法律は、ただ二億円の補助金を出せば済むものではないものじゃないかと、それがあつたためにどのくらい個人の権利を侵害され、又地方公共団体が自分の地方財政の面において皆さんの困難を凌いで努力してなされなければ到底なし得ないものです。従つてこの関係官庁とも十分連絡を密にして頂いて、一つ一日でも早い完成をお願いしたいと思います。私の質疑はこれでやめます。

○小川久義君 田中委員の貴重な御意見、又御質問を長時間お聞きしました。この辺で質疑を打ち切られて、討論も殆んどないと思つていますが、討論採決をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(鈴木仙八君) この機会に、先日赤木委員から御質問のありました点について申上げておきたいことがあります。それは第十二條の関係につきまして緊急に防火帯を造成する必要がある区域と申しますのは、赤木委員の御指摘になりましたような広い空地を持つ邸宅等のあります場合には、これを緊急に防火帯を造成する必要はないものと考えております。それよりも、現実に周囲の建築物の密集の状況等によりどうしても必要であると同様に、都市計画審議会においても同様な意見を持つような、現実に切実な場合に限るものと考へております。この際特に申上げておきたいと思つております。

○委員長(廣瀬興兵衛君) ほかに御質問はございませんか。ほかに御意見もないようでございますから討論は終局したものと認めます。

それではこれより採決に入ります。耐火建築促進法案を原案通り可決することに御賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬興兵衛君) 全会一致と認めます。本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容につきましては、先例に従ひまして委員長に御一任を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬興兵衛君) 御異議ないものと認めます。

それから成規の手續に従ひまして本案を可とせられるかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

石川 榮一 小川 久義

田中 一 松浦 定義

門田 定藏 東 隆

島津 忠彦

○委員長(廣瀬與兵衛君) 本日はこれを以つて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁